## 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康管理(予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別 措置法)に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託しているため、委託先との間に個人情報の保護 及び取扱いに関する契約をすることで万全を期している

## 評価実施機関名

鎌ケ谷市長

## 公表日

令和6年8月30日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	川添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	別添2) 変更筃所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康管理(予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務	
②事務の内容	・予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種者の管理 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	<ol> <li>対象者把握機能     予防接種の対象者把握を行う。</li> <li>接種者管理機能     予防接種の接種履歴の管理を行う。</li> <li>統計処理     種統計書、報告書の作成を行う。</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ O]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	・評価実施機関における住民基本台帳登録者及び住民基本台帳登録外者の宛名項目(氏名、性別、生年月日、住所、個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号より団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際、符号と紐づける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携	
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 (	

システム3				
①システムの名称	共通宛名システム			
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名,性別,生年月日,住所),その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称,性別,生年月日,住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し,宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には,紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け,中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け,中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名,性別,生年月日,住所)を管理し,中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名,性別,生年月日,住所)を管理し,中間サーバーの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。			
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )			
システム4				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 作報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。			

	[ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム		
	[〇]宛名システム等	[	〕税務システム		
	[ ]その他 (			)	
システム5					
①システムの名称	フクチン接種記録システム(VRS)				
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施				
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム		
	[ ] 宛名システム等	[	〕税務システム		
	[〇]その他 (健康管理システム			)	
システム6~10					
システム6					
①システムの名称	EUCシステム				
②システムの機能	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件の保管及び操作ログを保管する機能				
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム ] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続		[			
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	]既存住民基本台帳システム	)	
③他のシステムとの接続 システム7	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等	[	]既存住民基本台帳システム	)	
-	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等	[	]既存住民基本台帳システム	)	
システム7	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ 〇]その他 (同一パッケージシステム	にデーる機能	] 既存住民基本台帳システム ] 税務システム -タを送信又は他の標準準拠システムから	データ	
<b>システム7</b> ①システムの名称	[    ]住民基本台帳ネットワークシステム     [    ]宛名システム等     [    〇    ]ぞの他    ( 同一パッケージシステム     广内データ連携システム  1. データ送受信機能標準準拠システムが、他の標準準拠システムを受信する機能 2. 認証機能利用側業務システムの認証を行う機能 3. 連携データ管理機能連携の対象となる業務及びファイルを管理す 4. 連携データ監視機能	にデーる機能	] 既存住民基本台帳システム ] 税務システム -タを送信又は他の標準準拠システムから 能、実行状況・結果等のモニタリングを行	データ	
<b>システム7</b> ①システムの名称	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ O]その他 (同一パッケージシステム	[ [ [ こだだっこう で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	] 既存住民基本台帳システム ] 税務システム -タを送信又は他の標準準拠システムから 能、実行状況・結果等のモニタリングを行	データ	
<b>システム7</b> ①システムの名称 ②システムの機能	[    ]住民基本台帳ネットワークシステム     [    ]宛名システム等     [    〇 ] その他    ( 同一パッケージシステム     广内データ連携システム  1. データ送受信機能標準準拠システムが、他の標準準拠システムを受信する機能 2. 認証機能利用側業務システムの認証を行う機能3. 連携データ管理機能連携の対象となる業務及びファイルを管理す4. 連携データ監視機能連携ファイル提供及び取得結果の口グを管理しまりででです。     [    ]情報提供ネットワークシステム	[ [ [ こだだっこう で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	] 既存住民基本台帳システム ] 税務システム -タを送信又は他の標準準拠システムから 能、実行状況・結果等のモニタリングを行	データ	

#### 3. 特定個人情報ファイル名

#### 予防接種ファイル

#### 4. 個人番号の利用 ※

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記し、

第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2項)

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号), 第67条の2

法令上の根拠

・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)

・番号法第19条第6号(委託先への提供)

#### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[	実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

#### (情報提供の根拠)

・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項, 第115の2の項)

・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第2号, 第59条の2

#### ②法令上の根拠

#### (情報照会の根拠)

-番号法第19条第8号 別表第二(第16の2, 第17, 18, 19の項, 第115の2の項)

・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条(第2,3号),第13条(第 1,2号),第59条の2

#### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

#### 7. 他の評価実施機関

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種	ファイル					
2. 基本	情報					
①ファイル	<b>レの種類 ※</b>	く選択肢> 「				
②対象となる本人の数		<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>1)1万人未満</li> <li>1)1万人以上10万人未満</li> <li>10万人以上100万人未満</li> <li>100万人以上1,000万人未満</li> <li>1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>				
③対象と	なる本人の範囲 ※	予防接種接種者				
	その必要性	予防接種対象者及び接種者を把握する為に管理している				
④記録さ	れる項目	<ul><li>〈選択肢〉</li><li>【 10項目以上50項目未満 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上</li></ul>				
	主な記録項目 ※	・識別情報				
	その妥当性	識別情報:対象者を正確に把握するため保有				
	全ての記録項目	別添1を参照。				
⑤保有開	<b>始日</b>	平成28年1月1日				
⑥事務担当部署		鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課				

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[  ]評価実施機関内の他部署 (      )
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
	· **		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[〇]その他 ( 医療機関
			[ <b>O</b> ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
			[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手方	法		[ ]情報提供ネットワークシステム
			ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 [ O ] その他 ( 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び ) 証明書交付センターシステム
③使用目	的 ※		接種者を管理する為
		使用部署	鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課
④使用の主体 使用者数		使用者数	〈選択肢〉 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
			I. 予防接種事務 対象者及び接種者の管理を行う。
			〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉
   ⑤使用方	法		・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。
<u>Θ</u> ΙΖ/11/3	,,_		・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために 特定個人情報を使用する。
情報の突合			・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報 を使用する。
			<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>
		の突合	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、 市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開	144 D		双式20年1日1日
の実用用	ם מענ		平成28年1月1日

4. 朱	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
		( 2)件	
委託事項1		システムの運用(ガバメントクラウドASP)・保守	
①委	託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託	
②委	託先における取扱者数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>	
③委	託先名	株式会社ディー・エス・ケイ	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託	事項2~5		
委託	事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託	託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委:	託先における取扱者数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>	
③委i	託先名	株式会社ミラボ	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託	事項3	ガバメントクラウド運用補助者	
①委i	託内容	個別領域の利用権限の付与、クラウドサービス等の運用管理	
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 <ul> <li>(選択肢〉</li> <li>10人未満</li> <li>10人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>	
③委	託先名	株式会社 ディー・エス・ケイ	
玉	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断	
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドの個別領域の利用権限の構築及びクラウドサービス等の運用補助	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件
DEDICTION HOLD	[ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>10万人以上100万人未満</li> <li>10万人以上100万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
@######	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2~5	
提供先2	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の3の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先3	市区町村長		
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の第115の2の項		
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条 第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務		
③提供する情報	当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した当 該 予防接種に関する記録に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲		
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先4	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他       (ワクチン接種記録システム(VRS)		
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>2)1万人以上10万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
   ⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・	消去
保管場所 ※	〈課内における措置〉 ・紙媒体による申請書等の資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい。 紛失を防止している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ・もデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 〈データセンターにおける措置〉・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。(サーバー室への入室は静脈認証)

#### 7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

#### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 【予防接種ファイル】

1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査)

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ·個人番号
- •宛名番号
- 自治体コード
- •接種券番号
- •属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- •接種回(1回目/2回目/3回目以降)
- •接種日
- ・ワクチンメーカー
- ロット番号
- ワクチン種類(※)
- ·製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ·証明書ID(※)
- •証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者の抽出を行う際には、理由や要件等を明白にし、必要な情報のみを適正に入手する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

① 転入者本人からの個人番号の入手

当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

② 市区町村からの個人番号の入手

当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、市区町村から個人番号を入手するが、その際は、市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認したうえで、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

リスクに対する措置の内容 ③転出元市

③転出元市区町村からの接種記録の入手

当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種済証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3)課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、 他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不 正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、 送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力
- (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する

#### 

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユー・	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
タステムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。  〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請に限定して発行される。					
システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、ログオフする。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 システム上の操作のログを取得し を確認できる。				ム上の操作のログを取得しており、操作ログ	
リスクへの対策は十分か [ 十分である ] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。 また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号 を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	の保管管	管理の責任・安全管	理体制の割	整備・確保・報告、情報だ	無断複製の禁止、情報漏洩を防ぐため が不要となったとき、契約が終了したとき 市が行う委託先の視察・監査(必要に	

	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	〈選択肢〉 [ 再委託していない ] 3) 十分に行っている 2) 十分に行っている [ 再委託していない ] 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	
そのfl	也の措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 Γ 定めている ] 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方 鎌ケ谷市特定個人情報等に関する安全管理措置に基づき、保護責任者の管理のもと行う。 法 < ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報 その他の措置の内容 提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに

#### <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

対する措置

- ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元 市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、
- ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電 文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。
- ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、 転出元市区町村 での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提係	典)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク	
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムにめ、情報提供ネットワークシステムにめ、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することにる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行機能(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定人情報へのアクセス制御を行う機能	求なセロ不行照
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われ	れるリスク	
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施してしる。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワクシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切オンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供をう機能。	用い フ対る設な ウな 一応。設な トートーーー
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
情報提供ネットワークシステム	ムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去					
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損	引スク				
①事战 周知	女発生時手順の策定・	[ 十分	汁に行っている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってし	て行っている 2) 十分 いない	た行っている
施機関	3年以内に、評価実 において、個人情報に 重大事故が発生したか	[ 発生な	il]		<選択肢> 1) 発生あり	2)発生	こなし
	その内容		ップを行ってい 寺にはデータシ	ゝる。 肖去ソフトの{	にいる。 使用又は物理破壊を 保管を行っている。	行っている。	
	再発防止策の内容						
その他	2の措置の内容	取発め主・・く①ラるい② 【〈取発め主・・・・・との・・で、紙を、、にサロガガウ環る事 様ワ扱・、に論当個国当G・・・で、 にのが個の本がバド境。前 かりい用定下的場合を表すして、 はいのでは、 はいのが、 はいいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいいのが、 はいいのが、 はいのが、 はいいのが、 はいいのが、 はいいのが、 はいいのが、 はいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいのは、 はいいいいいいいいいい	種のようでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ンとは溝へ一つでるに、というとは溝市号は個クをの。定青)のでででである。であれるに、というででは、大生取じとが措はとは、これででは、大生取じとでは、大生なでである。というでは、大きないでは、いきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	等の国が、アウス・ス・ナーセー・エリー・ファイン・サービー・アウス・ス・オー・ス・ス・オー・ス・ス・オー・ス・ス・オー・ス・ス・オー・ス・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・オー・ス・アウム・電に、マー・ス・アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・電が、アウム・ス・ア	・イ対策のたうでは、 ・イ対策のたうできない。 ・リーバできない。 ・リーバできない。 ・リーバできない。 ・ロースでい。 ・ロースでい。 ・ローない。 ・ロースでい。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローない。 ・ローな	のリストに登録されたク 事業者が保有・管理す 、退室管理策を行って いる。 定個人情報の適切な ・基準群に準拠した開 ビスを利用しているた 満たしている。
リスク	への対策は十分か		センターシス・ 十分である	<u>,                                    </u>		ている 2) 十分	

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

#### 【保管:物理的対策】

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

#### 【保管:技術的対策】

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成 する。
- ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

#### 【消去】

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実に データを消去する。

8. 監査							
実施	の有無	[ O ] 自己点検	[〇]内部監査	[ ]外部監査			
9. 彼	É業者に対する教育・R	<b>客発</b>					
従業者に対する教育・啓発       [ 十分に行っている ]       <選択肢>         1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない							
	具体的な方法	セキュリティ対策に関する研修 〈新型コロナウイルス感染症ダ デジタル庁(旧内閣官房情報)	るを行っている。 対策に係る予防接種事務に 通信技術(IT)総合戦略室 がたっての確認事項」に同意	)から発出された「新型コロナウイルスワクチン 意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適			

#### 10. その他のリスク対策

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 <ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
①請求先	鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141
②請求方法	鎌ケ谷市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への 不記載等	
2. 特定個人情報ファイル・	・ の取扱いに関する問合せ
①連絡先	鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141
②対応方法	電話や窓口にて受付を行い、記録を残し、必要に応じて文書にて回答を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日	令和6年8月29日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)	
2. 国民・住民等からの意!	見の聴取【任意】	
①方法		
②実施日·期間		
③主な意見の内容		
3. 第三者点検【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

#### (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I -4	番号法第19条第15号	番号表第19条16号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	I-5-②(情報提供)	番号法第19条第7項	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	I-5-②(情報照会)	番号法第19条第7項	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅱ -5-①提供先1	番号法第19条第7号	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅱ -5-①提供先2	番号法第19条第7号	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅱ -5-①提供先3	番号法第19条第7号	番号表第19条8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅱ -5-①提供先4	番号法第19条第15号	番号表第19条16号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅲ—6リスク1	番号法第19条第14号	番号表第19条15号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	V-1-0 いつ時点の計数か	令和3年7月15日時点	令和3年11月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月15日	I -1-②事務の内容		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症証明書の交付を行う。	事前	
令和4年7月15日	I -2-②		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年7月15日	I -4	番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う修正
令和4年7月15日	II-3-②	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンピニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年7月15日	II-3-⑤	・当市区町村への転入者について、転出元市 区町村へ接種記録を照会するために特定個人 情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先 市区町村へ当市区町村での接種記録を提供 するために特定個人情報を使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	
令和4年7月15日	II -3-⑤ 情報の突合	転出先市区町村から個人番号を入手し、当市 区町村の接種記録と突合する。転出先市区 町村にて、本人から個人番号の提供に関して 同意が得られた場合のみ当処理を行う)	市区町村から個人番号を入手し、当市区町村 の接種記録と突合する。	事前	
令和4年7月15日	Ⅱ-4-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年7月15日	Ⅱ-6 保管場所		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アブリ及び同アブリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 記明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	
令和4年7月15日	別添1	•接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目以降) (中略) ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏 名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書和(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付に必要な場合のみ	事前	

令和4年7月15日	Ⅲ-2	①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ 接種記録を照会するために、個人番号を入手 する際は、新接種券発行申請書兼接種記録症 器同意書等により本人同意を取得し、さらに 番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認 することで、対象者以外の情報の入手を防止 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村から個大番号入手するが、その際は、転出先市区町村から個、私出大市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町 村へ接種記録を照会するために、本人から個 人番号を 人工事を 大手では認同意書等により本人情報の 、本人で認恵 、本人確認言書等により本人情報の 、本情報の 、本情報の 、本人で認恵 、本人確認言 、本人能認 、本人的 、他市区町村からの個人番号の入 、当市区町村からの個人番号の人 、当市区町村からの転出先市号を、大号はるが、台 、他市区町村からの接種記録を、長行をある、 、一市区町村からの接種記録。の入元に 、大号である。 、一方、で、ワクチン接種記録の入元に 、大の際により明えて、、カン一により 、一方、といる 、一方、といる 、一方、といる 、まな 、一方、といる 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな 、まな	事前	
令和4年7月15日	Ш−2		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。・当該機能では、専用アブリからのみ交付申請を可能とする。アブリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。・券面入力補助APを活用し、個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APの記憶領域に格納された個人番号を申請情報として、以下の記憶領域に移納された個人番号を申請情報として、大野の記憶領域に移納されたの人番号の入力を抑止する措置を講じている。・第の事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。・電子交付アブリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	

令和4年7月15日	Ⅲ-2		(新型コロナウイルス感染症予防接種済証明書電子交付機能、コンピニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力、(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。・・証明書交付センターにおいてキオスク端末の市村に対してのみキオスク端末から交付申請者が不要な情報を必受付してのみまれた個人でのはでのかます。・・個人番号カードのICチップランで、管理の上が、で特定個人情報が送信されることを選ける。・・の人番号カードのICチップ号が、本人からの情報の表別を指数のよが送信されることを選びて、方による二要素認証で本とで、管理として自動的に入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号カードの記の記述を持定を申請情報のよが送信されることにより、不正確な個人番号の入力を助止する措置を講じている。・・券面事項入力補助APを活用し、個人番号を申請情報のよび信されることにより、不正確なの記憶領域に格納された個人番号を申請情報の記憶領域に格納された個人番号を申請情報の記憶領域に格納された個人番号の入力を加上する措置を講じている。・・券面事項入力補助APを活用し、個人番号を申請情報の記が送信されることにより、不正確なが、一般で記述を表している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	
	ш-з		・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する	事前	
	ш-з	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・当市区町村からの転出者について、当市区町村で接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事前	
令和4年7月15日	ш−4	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規制)」に同意することはより、当該確認事項に表づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ 交付関連機 能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを 当該システムの運用保守事業者に委託するこ ととする。なお、次の内容については、当該確	事前	

令和4年7月15日	Ⅲ-7		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。・キオスク端末と証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、取明書交付センターシステムとVRS間の通信については、G、また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	
令和4年7月15日	<b>Ⅲ</b> -9、 <b>Ⅲ</b> -10	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	
令和6年9月1日	I —2		システム6、7追加	事前	
令和6年9月1日	Ⅱ-4	システムの運用・保守	システムの運用(ガバメントクラウドASP)・保守	事前	
令和6年9月1日	Ⅱ-4		委託事項3追記	事前	
令和6年9月1日	II-6	セキュリティゲートにて入退館管理をしている 建物内のうち、さらに入退室管理を行っている 部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへの アクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<ul> <li>ぐみ天ムにおける措置&gt;</li> <li>・委託先サーバー設置箇所については、入退室管理を行っている。</li> <li>・庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。</li> <li>・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。</li> <li>・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。</li> <li>・管理権限を持つ者の端末(業務系の場合は必要最小限の業務用端末)を除き、USBを挿入口にセットしても認識しないよう制御している。</li> <li>・不特定多数の人がLANケーブルを使って任意のPCを回線に接続できないようにするため、執務室外に剥き出しのLANケーブルが無</li> </ul>	事前	

令和6年9月1日 Ⅲ一7	7 その他の措置の内容	ラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域に データを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットか らアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセス できないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のた	の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。	事前	
会和6年9月1日 管・消	7 特定個人情報の保 法におけるその他のリ とびそのリスクに対する	の通信は喧号化を行うことにより、通信内容の	主に、Nの技術的対策を請している。 (保管:物理的対策】 ①ガパメントクラウドにおける措置> 【保管:物理的対策】 ①ガパメントクラウドにおける措置> スムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【保管:技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガパメントクラウドるP、ガパメントクラウド直開管理補助者は、ガパメントクラウドに対するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスより、ネットワークアクティビティ、データアクセスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスにより、ネットワークアクラウド事業者は、ガパメントクラウドに対ともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガパメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガパメントクラウドるP、ガバメントクラウドで開発理補助者は、OS及びミドルウエアに適用を行う、 ⑥ガパメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インを構成する。 (ア地方公共団体、ガパメントクラウドで用答を保有がよったで開始をいたの対策を24時間を1分では、インターンファイルの更新を行う。	事前	